平成 22 年度税制改正 (租税特別措置) 要望事項 (新設・拡充・延長)

(外務省)

#-1 -1					
制 度 名	法人税率の引き下げ 				
税目	法人税				
要	対日直接投資を通じた日本経済の活性化を促進するため、現在国際 的に比較し高水準にある法人税率を引き下げ、投資誘致上の国際競争 力を高める。				
望	(参考)米:40.75%、仏 33.33%、独 29.83%、英 28.00% (数字は財務省HPより)				
Ø					
内					
容	減収見込額 (平年度)				
新					
設	現行法人税実効税率(国税・地方税で 40.69%)は米を除く主要国(欧州・中・韓)と比して高く、投資誘致上の一つの阻害要因となっている。各国は投資誘致を通じた経済活性化のため低めの法人税を設定することが潮流となっており、この流れに適応した税制に改めるこ				
	ている。各国は投貧誘致を通じた経済沽性化のため低めの法人棿を設 定することが潮流となっており、この流れに適応した税制に改めるこ				
拡	とが必要である。				
充					
又					
は					
延					
長					
を					
必					
要					
٤					
す					
శ					
理					
曲					

今	政策評価体系における	
	位 置 付 け	(0)海外の日本正未又版と州口投資の促進
0	政 策 の 達成目標	国際的に比較して相対的に高い現行の法人税率は、投資誘致上の阻害要因の一つとなっていることから、当該税制見直しにより、対日直接投資促進をはかり、我が国経済活性化、雇用機会増大につなげる。
要	租税特別措	
望	置の適用又 は延長期間	
ΙΞ	同上の期間中	
関	の達成目標	
連	当該要望項目 以外の税制上	輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法の施行 ・税制上の特例措置(欠損金の繰越期間の延長) 欠損金の繰越し期間については通常5年のところ、事業開始後5年以内に発生したものに
す	の支援措置 予算上の措置	ついては 10 年間の繰越しを認める特例。
る	等の要求内 容及び金額	
事	上記の予算 上の措置等	
項	と要望項目 と の 関 係	
これまでの	政 策 の 達成状況	
の租税特別措置	租税特別措置 の 適 用 実 績	
恒置の適	租税特別措置 による政策 の達成目標の	
用実	実現状況等	
の適用実績と効果に関連する事項	前回要望時 の達成目標	
果に		
関連す	前 回 要 望 時 からの達成度	
る。	及 び 目 標 に 達していない	
項	場合の理由	

これまでの		
要望経緯		